

中標津町地域公共交通計画（案）に対する意見募集結果

◆はじめに

中標津町地域公共交通計画（案）について、町民の皆様から寄せられたご意見の概要と、これらに対します町の考え方を下記のとおりお示しします。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

◆ご意見の募集結果

【案件名】 中標津町地域公共交通計画（案）

パブリックコメント

【募集期間】 令和5年5月22日（月）～令和5年6月14日（水）

【意見総数】 11件（1人）

【内訳】

【修正】 案を付加・修正するもの	3件	【電子メール】	1人
【既掲載】 既に案に盛り込んでいるもの	0件	【郵送】	0人
【参考】 今後の参考とするもの	0件	【FAX】	0人
【その他】 意見として伺ったもの	8件	【直接持参】	0人

◆ご意見の概要と町の考え方

ご意見の概要と町の考え方及び最終案は以下のとおりです。

中標津町地域公共交通計画（案）に対する意見の概要と町の考え方（次ページ）

中標津町地域公共交通計画（案）に対する意見の概要と町の考え方

町民等の意見の概要	件数	意見に対する町の考え方
P20 図2-7の関連計画は、今後「つながる」が進むにつれて増えると思うので、右下に「など」を追加してはどうでしょうか。	1	【案を付加・修正するもの】 現時点での関連計画として位置付けており、今後、関連計画が増えた際には、次期計画で整理、また必要によっては現計画を見直すなどの対応を検討します。 図2-7の関連計画の部分に“など”を追記いたします。
P30 図3-9について、観光資源はまだ他にもあると思います。 （中標津町HPに掲載している、武佐岳・標津岳・映画ロケ地・研修センターや、なかしべつ観光協会のHPに掲載している、牧場散策・クテクンの滝・モアン山・夏祭り・冬まつり等）	1	【案を付加・修正するもの】 ご意見のとおり本町の観光資源は多くありますが、計画には「主な」観光資源として、開陽台や温泉を有する宿泊施設等を記載させていただいております。 図3-9の凡例を“主な観光資源”に修正いたします。
P50、71 表4-7の利用者属性と課題の整理がわかりにくいです。 「交通費補助」の「高校生」が「○（利用可能）」となっているのは中標津農業高校生のみではないでしょうか。 また、「スクールバス」及び「部活動送迎」の「小学生・中学生」が「○（利用可能）」となっているのは、統合した学校区の児童生徒のみだと思います。 これでは、すべての小中学生及び高校生が使えるように読む可能性があります。	1	【案を付加・修正するもの】 ご意見のとおり、「交通費補助」の「高校生」に該当するのは中標津農業高校生のみで、「スクールバス」及び「部活動送迎」の「小学生・中学生」に該当するのは統合した学校区の、郡部に住む小中学生のみです。 表4-7の内容はそのままとし、それぞれに注釈を入れるように修正いたします。

町民等の意見の概要	件数	意見に対する町の考え方
P4 表 1-1 において、現在、メガソーラー発電所になっているゴルフ場の記載があるが、最新のデータは利用できないのでしょうか。	1	【意見として伺ったもの】 表 1-1 は国土数値情報（国土交通省）を活用しており、平成 28 年度のデータになります。 公表されている最新のデータになりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。
P5 表 1-2 の広域バス路線において、中標津―釧路のバスは、JR、バスへ接続する役割も果たしていると思います。	1	【意見として伺ったもの】 ご意見いただいた役割及び他自治体への生活利用（通院・通学）等を含めて、「広域移動の役割」といった記載で位置づけております。
P6 表 1-2、1-3 に関して、「バス路線等では賄い切れない移動ニーズに対応するハイヤーや福祉移送サービス等」として以下のものは含まれないのでしょうか。 1 レンタカー 2 子育て支援課からこども園かぼのが受託しているファミリー・サポート・センター事業「子どもの送迎サポート」 3 シェアサイクル （「MaaS（Mobility as a Service）」において、国土交通省の開設にはシェアサイクルも含まれていて、町内ではサイクルステーションはやし、中標津観光協会がい実施しているため。） （現在、パブリックコメントを行っている中標津町文化財保存活用地域計画（案）第 9 章 3 ページでは、体験の移動手段に「トレイル（徒歩・自動車・車で移動）」と、自転車での移動を想定しています。）	1	【意見として伺ったもの】 本計画は生活交通に特化した内容となっていることから、観光要素の強い 1、3 及び子育て支援事業の一環である 2 につきましては、ご指摘の「バス路線等では賄い切れない移動ニーズに対応するハイヤーや福祉移送サービス等」には含んでおりません。 ただし、それぞれにつきましては人の移動手段、移動サービスとして、本計画に係る事業等を検討する際には、関連していく可能性があるものだと認識しております。

町民等の意見の概要	件数	意見に対する町の考え方
P45 「主な交通結節点」として、交通センターにて都市間バス「オーロラ号」に乘車できないことは課題だと思います。 (現在はトーヨーグランドホテルで乗車) 交通センターからトーヨーグランドホテルまで 1.7Km、徒歩で 22 分あります。	1	【意見として伺ったもの】 ご意見のあった都市間バスの「オーロラ号」だけではなく、町内を運行するバス路線に関する交通結節点については、本計画の P77 に記載のあります、施策⑥「各種公共交通の接続性の確保」の中で引き続きバス事業者等と検討してまいります。
P50、71 中標津高校においては、市街地にあるにもかかわらず、町内郡陪防から家族が高校まで送ることができず、市街地の寮で暮らす生徒たちがいます。 また、中標津高校に周辺町から通っている生徒が、下校時のバス時間によって活動が制限される声があり、その不便さが周辺町の少子化にも関わってくると考えます。	1	【意見として伺ったもの】 町内郡陪防については、広く、市街地までどのような輸送手段が良いか、本計画を基に検討していくことになります。 下校に関するバスにつきましては、部活動の有無や終了時間帯によって下校時間が異なるため、限られた交通リソースの中では全てに対応することは非常に難しいのが現状です。 町としても、登下校に関するバスについては、必要最低限のものは維持確保できるよう、取り組んでまいります。
P50、71 今後中学校では部活動の地域移行を進めることになっており、町教委でも今年度から検討を進めることになっていきます。 青森県むつ市での、部活動の生徒をバスで送迎する例もあるため、スクールバスの活用については、町教委と連携しながら、より広い活用の検討を期待します。	1	【意見として伺ったもの】 これらの件については、今後も教育委員会と連携を図ってまいります。
P65～67 関連計画の重点が、基本的な方針と目標では弱まってしまっているところが見受けられます。 少子化対策は、第 2 期中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、 基本目標 1：多様なつながりで活性化するまち 基本目標 2：結婚し子どもを産み育てたいと思えるまち	1	【意見として伺ったもの】 基本方針・目標の記載内容については、上位計画・関連計画の内容及び現状の重点課題を踏まえた上で、本町として生活交通に特化した内容となっており、「町内バス路線の見直し」を軸に記載しております。 この路線の見直しにつきましては、第 2 期中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標 3 の主要施策にある、

町民等の意見の概要	件数	意見に対する町の考え方
基本目標 3：愛着を持ち、住みたくなる、戻ってきたくなるまちを挙げていますが、子ども対策への記述が少ないです。 過去、中学生議会では「土日のバスがなく遊びに出かけにくい」という意見がありました。幼稚園ではバスに乗る体験があり、バス無料の日もあることから、自動車免許を持たない子どもたちに対する取り組みも検討に入れておいてはと思います。		・効率的な地域交通の促進 ・少子高齢化を見据えた地域交通のあり方検討等 に関連するものになるかと思います。 また、子どもたちのご意見やバス乗車体験については、各路線の見直しや目標iv「公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開」の中で、引き続き検討してまいります。
P75 基本的な方針と目標において、第7期中標津町総合計画の基本理念に掲げている、 ・そとの人と「つながる」まち ・まわりの自治体と「つながる」まち が「観光資源へのアクセスなどについても併せて検討します。」程度で、交流人口、関係人口への記述が弱まっています。 町で一番の観光名所である開陽台までの公共交通機関がありません。 ひがし北海道エクスプレスバスや知床ねむろ北太平洋シーニックバイウェイなどもありますし、記載しておいたほうが良いと思います。	1	【意見として伺ったもの】 本計画の基本方針及び目標においては、前述のとおり生活交通に特化した内容となっておりますが、観光地における交通手段等は、施策④「デマンド型交通への見直しによるリソースの他公共交通施策への活用」に記載のあるよう、活用可能なリソースが生じた際に検討していくことになります。 開陽台までの公共交通機関につきましては、現状、開陽台の所要時間を考慮した便数（車両・運転手を含む）を確保することは難しく、交通空白地である郡部地域の足を確保するための町営バスが優先されている状況です。 また、本計画は生活交通に特化した内容としていることから、ひがし北海道エクスプレスバスなどの「観光バス」については、人の移動手段・移動サービスとしては認識しておりますが、本計画には位置づけておりません。 「観光バス」等、観光事業に係る人の移動については、本計画に係る事業等を検討する際に、関連する可能性があるものと認識しております。